

「豊田市森づくり基本計画」見直しの考え方

1 根 拠

豊田市森づくり条例第 18 条第 2 項で「森づくり基本計画は、おおむね 5 年ごとに見直すものとする」と規定されている。

2 計画期間

基本計画の目標は『森づくり構想に定めた「20 年後までに過密人工林を一掃する」ために平成 29 年度末までに健全な人工林の割合を 50%に高めること』であり、その達成のために必要な施策を設定した。

しかし、5 年を経過して現実との乖離が目立つことから、より現実的な今後 10 年間（平成 25～34 年度）の目標設定と強化策等を新たに提案する。

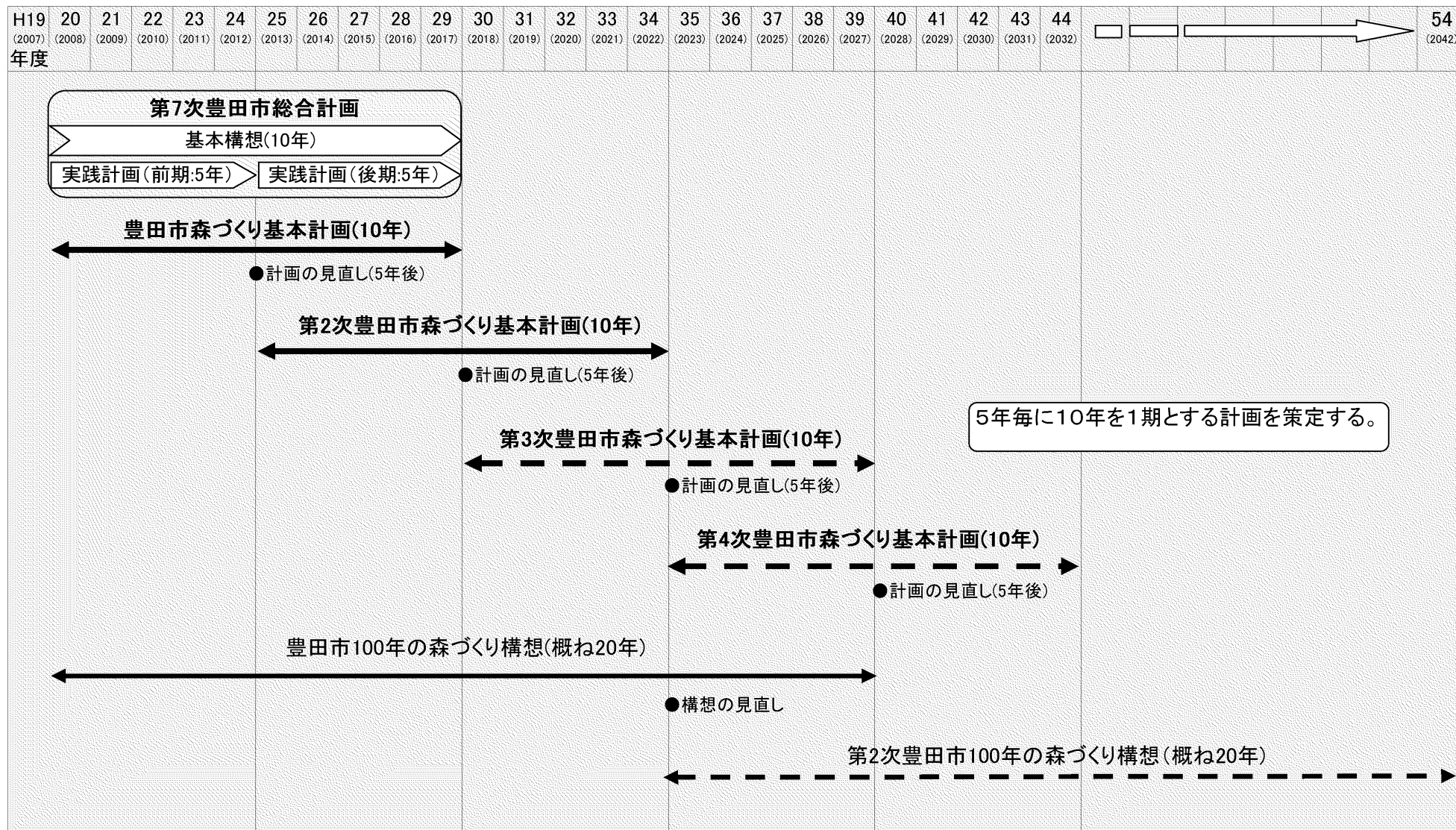
3 見直しの要点

今回の見直しの要点をまとめると、次のようになる。

- ①中心となる「間伐推進プロジェクト」では、20 年後に過密人工林を一掃するという森づくり構想を実現するために必要な間伐総量を逆算して、10 年間の「必要間伐量」を 25,000ha と設定した。しかし、森づくり団地の計画策定面積は 5 年間で約 3400ha と全国的にも評価される実績を上げたものの、諸般の事情により間伐実績が計画数量を大きく下回ったため、森づくり構想の理念に合致する範囲で対象とする人工林の内容とそれに応じた間伐量を見直し、より現実的な目標を設定する
- ②比較的順調に進んでいる「団地化推進プロジェクト」「林業労働力確保プロジェクト」「林業用路網整備プロジェクト」については、一部の内容強化と再構築を図る
- ③「素材生産の効率化・低コスト化プロジェクト」は今後もデータ収集に努めたうえで、今後、豊田市の実情にあった作業システムの構築に務める
- ④「木材利用促進プロジェクト」については、7 月 1 日付けで策定した「公共建築物等木材利用促進基本方針」に基づき、木材利用の促進を図る
- ⑤「その他の主要施策」については、5 年間の実績を踏まえて内容の強化に努める

●豊田市森づくり条例第18条の規定 第1項:森づくり構想を実現するため概ね10年間の計画を策定する。 第2項:概ね5年ごとに見直す。

→ 森づくり構想の実現に向けた、実践的な行動計画を記載していく。(森づくり構想と重複する部分は省いたシンプルな計画にする。)



計画に比較して間伐が進まない理由

1 制度上の課題

① 間伐支援制度

(現 状)

- ・ 国の補助制度の変化……「切置き間伐・利用間伐の併用」から「利用間伐偏重」へ（H23～）
- ・ 「森と緑づくり事業」の創設……無料で出来る切置き間伐制度の創設（H20～）

(問題点)

- ・ 補助単価アップによる間伐事業総量の減少と林業労働力の集中
- ・ 「針広混交誘導林」における補助制度上の優位性が消滅……奥地林の強度間伐推進を阻害

(対策の事例)

- ・ 利用間伐と一体化した切置き間伐の推進……積極的PRが必要
- ・ 矢作川水源基金の組合受託事業の採択……时期的な制約が課題
- ・ 針広混交誘導林区域における新しい間伐推進施策の創設

② 森づくり団地システム

(現 状)

- ・ 林業経営林区域での利用間伐中心団地が大多数を占め、針広混交誘導林区域で遅れが目立つ

(課 題)

- ・ 森林所有者の中に「会議」と「団地」の中心人物が1～2人必要
- ・ 施業界の確定に予想以上の手間隙を要する
- ・ その後の測量・森のカルテ・森のプランが計画的に進まない

(対策の事例)

- ・ 中心人物を何とか探して依頼する
- ・ 市・県・森林組合が団地活動を支援する
- ・ 都市近郊地域や人工林散在地域については1団地の最低面積基準の緩和を検討
- ・ 本質的に団地化が困難な針広混交林化区域における間伐推進施策の検討

2 森林所有者の意識不足

(現 状)

- ・ 森林所有者全体の意識が低い……「森林を所有し管理していく」意識の乏しい所有者が多い

(問題点)

- ・ 森林所有意識の欠如
- ・ 「人工林は間伐しなければいけない（公益性・経済性とも）」ことへの理解不足

参考；「森林の所有者は森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない」……森林・林業基本法 第9条

(対策の事例)

- ・ 団地化の中で積極的にPRする（出張ミニ森林学校など）
- ・ 一定面積以上の人工林所有者に対し個々にアプローチする（文書・森林学校勧誘など）
- ・ 森林組合から組合員へのアプローチを強化する（手遅れ林への「森のカルテ」送付など）

3 林業事業体と林業労働力の不足

(現 状)

- ・ 豊田森林組合の最近7年の間伐事業量は1300～1400ha前後で推移している
- ・ 受託間伐事業（手数料14%）の採算性が低かった（制度改正によりやや改善）
- ・ 林業活動は秋～冬に集中し、春～夏は閑期となる（特に作業班員）

(課 題)

- ・ 基本計画で設定した間伐事業量を確保するには、現在の能力だけでは不足する

(対策の事例)

- ・ 森林組合の体制を強化してもらう
- ・ 新たに林業事業体を導入する

4 市民に対するPR不足

(現 状)

- ・ 一般市民・森林所有者の森づくりに関する関心が未だ低い

(対策の事例)

- ・ とよた森林学校や森づくり月間等を通じてPRを強化する
- ・ マスコミや企業の社会貢献活動を利用したPRを強化する